

各高齢者福祉施設管理者 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴う入院勧告・措置の対象者の  
臨時的取扱いおよび施設内療養等を行う際の留意点等について

貴職におかれましては、平素より新型コロナウイルス感染症対策にご尽力、ご協力を賜りありがとうございます。

高齢者については、施設に入所されている方も含め新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、原則入院としているところですが、病床ひっ迫時等については、やむを得ず施設内での入所を継続する場合があります、その際の留意点等については「病床ひっ迫時における高齢者施設での施設内感染発生時の留意点等について」（令和3年1月14日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡）等において示されているところです。

同感染症の第6波においては、想定を上回る速さで感染拡大が生じており、今後、更なる感染拡大が見込まれる状況においても医療提供体制を維持していくことが必要であることから、入院勧告・措置の対象者については、令和4年（2022年）1月17日から臨時的な取扱いに移行しています。

ついては、当該臨時的取扱いについて、改めてご承知、ご理解いただくとともに、施設内療養等を行う際の留意点や支援策について別紙のとおりまとめましたのでお知らせします。

(別紙の内容)

- 1 入院勧告・措置の対象者の臨時的取扱いについて
- 2 早期退院等の調整について
- 3 県における施設内療養等の支援体制について
- 4 施設内療養を行うに当たっての支援策について

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課  
介護施設指導係 狩谷  
TEL:077-528-3523 / FAX:077-528-4851  
e-mail:kaigo@pref.shiga.lg.jp

(別紙)

## 1 入院勧告・措置の対象者の臨時的取扱いについて

第6波においては、全国的にオミクロン株の流行による感染拡大が生じており、本県においても同様の状況にあることから、デルタ株と比較し重症化しにくい可能性が示唆されている(資料1)というオミクロン株の特性も勘案し、今後、さらなる感染拡大が見込まれる状況下においても医療提供体制を維持していくため、下記のとおり病床ひっ迫時における入院勧告・措置の対象者の臨時的な取扱いへ移行し、運用をしています。

### ●病床ひっ迫時における入院勧告・措置の対象者の臨時的な取扱い(1月17日から運用開始)

#### ■入院勧告・措置の対象者

1. 65歳以上の者
2. 呼吸器疾患を有する者
3. 2に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
4. 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
5. 妊婦
6. 現に新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの

【病床ひっ迫時】これまでの知見をもとに医療資源を重症者・リスクの高い方に重点化  
臨時的に次の取扱いに移行する。

#### ■入院勧告・措置の対象者

1. 現に新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの
2. 1に掲げる者のほか、腎臓疾患その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者、妊婦など特別の配慮が必要な者であって、容体観察の必要性などから入院を要するもの
3. その他、現に新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が軽度であるもののうち、①酸素飽和度が94%以下であること、②37.5度以上の発熱が数日にわたって継続していること、などの事情により入院を要するもの

#### ■入院勧告・措置の対象者以外

1. 入院は要しないものの特別の配慮が必要な場合は宿泊療養による対応とする。
2. その他、宿泊療養を基本に、重症化リスクの低い場合は自宅療養による対応とする。
3. 退院基準を満たす以前でも、入院患者が医師に入院の必要がないと判断された場合等には、宿泊療養・自宅療養による対応とする。

## 2 早期退院等の調整について

今回の入院勧告・措置の対象者の臨時的な取扱いにより、一旦入院勧告・措置の対象者となり入院された方について、病状が回復し入院の必要がないと判断された場合には、退院基準を満たす前であっても宿泊療養・自宅療養による対応となっており、施設入所者で入院対応となった方についても同様の取扱いとなります。

具体的には、①解熱後48時間経過、かつ②食事摂取が可能である場合には、早期退院可能と判断され、退院基準を満たす前であっても、施設内療養に向けて退院調整が行われることとなりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、この場合においても、個人防護具等衛生用品の支援やゾーニング指導など、下記4に掲げる支援を活用いただくことが可能ですので、併せてご確認をお願いします。

## 3 県における施設内療養等の支援体制について

県においては、施設内療養や退院基準を満たす前の退院調整等に関して、施設への感染管理の支援や搬送調整等を行う施設内療養等推進体制を整えます（資料2）。

### ■施設内療養等支援体制

1. 滋賀県 covid-19 災害コントロールセンター内に施設内療養等支援チームを設置し、安心して療養できる体制を確保
2. 療養施設の感染管理等が必要な場合、専門職員等からなるチームを派遣し、感染管理を支援
3. 症状悪化時には速やかに入院を調整
4. 施設入居者以外でも、受入先病院で入院の必要がないと判断した場合、宿泊療養を原則として調整

## 4 施設内療養を行うに当たっての支援策について

新型コロナウイルス感染症の患者が施設内療養を行うにあたっては、「高齢者施設・事業所の利用者・職員等に新型コロナウイルス感染症の疑いがある者（感染者、濃厚接触者）が発生した時の対応等について（その2）」（令和3年10月28日付け滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課事務連絡）のほか、「高齢者施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む感染者発生時の支援策」（令和3年5月21日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）（介護保険最新情報vol.981）を参照いただき、下記の支援策も活用しながら感染拡大防止に努めてください。

### (1) 個人防護具等衛生用品の支援について

要介護高齢者である陽性患者が施設内療養を行う場合、入所者に対し直接介護を提供する介護スタッフをはじめ、従業者を感染の危険から守ることが重要であり、汚染区域（レッドゾーン）で介護業務に従事する場合、個人防護具（PPE）を適切に着用する必要があります。

施設内療養の期間中などは、個人防護具等の衛生用品を大量に使用することとなります。ガウンや手袋、マスク等の衛生用品については、各施設においても備蓄を進めていただいていることと思いますが、県の備蓄物資から配付することも可能ですので、施設内療養にあたり必要な物資につきましては当課あてお問い合わせください。

また、施設内療養のために購入した衛生用品につきましては、下記の「(5) サービス継続支援事業について」で紹介する補助金の対象経費とすることができるものがありますの

で、詳細は当課あてお問い合わせください。

(2) ゾーニング等感染防止対策の指導について

施設内療養を行うにあたっては、陽性患者から従業者への感染拡大防止とともに、陽性患者から他の入所者への感染拡大を防ぐことが大切です。

従業者への感染拡大防止は、個人防護具（PPE）を適切に着脱することが必要であり、下記の映像の視聴や感染対策マニュアルの確認により、知識および技術を習得いただきますようお願いいたします。

一方、他の入所者への感染拡大を防止するため、陽性患者の隔離のほか、汚染区域とその他の区域等を分ける、いわゆるゾーニングを行う必要があります。

ゾーニングを適切に行うためには、施設の構造やクラスターの発生規模、提供が必要なケアの内容等により個別に検討する必要があります。県では、必要に応じ、従業者の感染対策のほか、ゾーニング等について専門家による指導を行うこととしておりますので、施設内療養を行うにあたり、現地指導について調整させていただく予定です。

(3) 体調急変時の対応について

第6波において流行しているオミクロン株については重症化しにくい可能性が示唆されているものの、高齢者施設等の入所者等は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の重症化リスクが高い特性があるとされていることから、療養中の健康観察が大切です。

入所者が施設内療養を継続するにあたっては、特に健康の状態や変化の有無等に留意が必要であることから、適時の検温、呼吸状態及び症状の変化の確認、パルスオキシメーター等を使用した状態の確認などを行っていただき、症状や状態に変化があった場合には、速やかに保健所にご相談ください。

(4) 事業継続のための応援体制について

本県では、介護関連施設・事業所等において新型コロナウイルス感染症が発生し、

①入所施設等において、職員が不足し応援職員の派遣が必要になった場合

②訪問や通所系サービス事業所において、サービスが提供できなくなり、利用者を他の事業所で受け入れる代替（だいたい）サービス調整が必要になった場合

に、事業者間の応援体制をコーディネートする事業「愛称：B-I-C-A-T（ビー・アイキャット）：びわこ感染制御支援チーム」を実施しています。

この事業の概要については（資料3）のとおりです。

また、この事業の実施要綱や様式等については、県ホームページ（下記URL参照）に掲載しております。

なお、この事業を利用したことにより支出することとなった応援手当等の費用については、次の「(5) サービス継続支援事業について」で紹介する補助金の対象経費とすることができます。

県ホームページURL：

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/309834.html>

※「滋賀県新型コロナウイルス感染症発生時の介護関連施設・事業所間の応援事業（職員派遣・代替サービス提供）について」の項を参照ください。

(5) サービス継続支援事業について

感染者等が発生した高齢者施設等が、感染拡大防止対策の徹底等を通じて、必要な介護

サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない「かかりまし経費」について支援する補助制度として、「令和3年度滋賀県新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続支援事業費補助金」があります。

この事業の概要については（資料4）のとおりです。

また、補助金交付要綱や交付申請書の様式等については、県ホームページ（下記URL参照）に掲載しております。

県ホームページURL：

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/321683.html>